



新型コロナワクチン接種に携わる医療従事者向け傷害保険の提供を開始 ～地域密着・地方創生に係る包括連携協定の一環として自治体の活動を応援します～

2021年4月16日

MS&ADインシュアランスグループのあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（社長：金杉 恭三）は、新型コロナウイルスのワクチン接種（以下、ワクチン接種）に携わる医師・看護師・薬剤師等医療従事者の方々を対象とした自治体向けの傷害保険の提供を4月から開始します。

1. 背景

現在、全国の自治体では2022年2月までに順次ワクチン接種が行われることとなっております。

当社は「地域密着」を行動指針の一つに掲げ、地域社会の課題解決に向けて300を超える自治体と連携協定を締結しています。その取組みの一環として2021年5月より東京都渋谷区にワクチン接種会場として当社「センチュリーホール」の無償提供を開始する予定^{※1}であり、地域の皆さまが迅速かつ円滑にワクチンを接種いただくことを推進しています。

※1 あいおいニッセイ同和損保「センチュリーホール」を新型コロナワクチン接種会場として渋谷区へ無償提供

■新型コロナワクチン接種場所「あいおいニッセイ同和損保『センチュリーホール』について

- ・期間：2021年5月～9月末（予定）
- ・場所：あいおいニッセイ同和損保「センチュリーホール」（東京都渋谷区恵比寿1-28-1）
- ・施設規模：最大約300名収容可能 ※ワクチン接種時は、感染防止の観点から収容人数を縮小して実施します

(2021.3.29) https://www.aioinissaydowa.co.jp/corporate/about/news/pdf/2021/news_2021032900838.pdf

この度、ワクチン接種に携わる方々に安心して業務に従事いただくため、自治体の要請に応じてワクチン接種に携わる医療従事者の方々を対象とした自治体向け傷害保険を提供し、連携協定を締結した自治体を中心にご提案をすすめてまいります。

2. 商品内容

本商品では、自治体の要請に応じてワクチン接種に携わる医療従事者が、会場でのワクチン接種時等医療行為に従事している間に被ったケガはもとより、新型コロナウイルスに感染したことにより被った後遺障害や入院・通院も補償の対象となります。

【商品概要（イメージ）：団体生活総合補償保険】

契約者	自治体
被保険者	契約者(自治体)の要請に応じてワクチン接種に携わる医師・看護師・薬剤師等医療従事者
補償内容	傷害死亡・後遺障害保険金 500万円
	傷害入院保険金(日額) 5,000円／傷害通院保険金(日額) 3,000円
傷害補償等に関する主な特約	・準記名式契約(全員付保) ・就業中のみの傷害危険補償 ・特定感染症危険補償(後遺障害・入院) ^{※2} ・暫定保険料の払込みに関する特約 ^{※3}
年間保険料	1名あたりの保険料 8,510円

※2 保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症（新型コロナウイルス感染症を含みます）に対しては、保険金をお支払いできません。

※3 保険期間の途中で発生する被保険者数の変更に関する契約内容変更手続きは、保険契約期間終了後に一括して行うことができます。事故発生の際は、その時点で被保険者名簿をご提出いただきます。

3. 今後について CSV×DX

当社は、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて、尽力されている自治体並びに医療関係者の皆さまに感謝を申し上げるとともに、本商品をはじめとする保険・サービスの提供などを通じて、感染拡大の抑制や医療現場の支援に向けて取り組んでいきます。また、ニューノーマルな社会に移行する中、これからの保険会社に求められる役割として、お客さまとともに社会的課題の解決に取り組むことにつながる商品・サービスの拡充を進めてまいります。

以上

当社は、社会との共通価値を創造し、目指す社会像である「レジリエントで持続可能な社会」を実現するため、SDGs（持続可能な開発目標）を道しるべとし、地域の皆さまに貢献する活動を行ってまいります。

